

Title	「法と開発」(law and development)への法科大学院の取組み
Sub Title	The contribution of the Law School to law and development
Author	松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.329- 350
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0329

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「法と開発」(Law and Development) への 法科大学院の取組み

松 尾 弘

- 1 はじめに
- 2 米英のロー・スクールにおける「法と開発」プログラム
- 3 開発法学ワークショップの試み
- 4 「法と開発」への法科大学院の課題——むすびに代えて——

1 はじめに

「法と開発」(Law and Development)¹⁾は、1950年代から60年代にかけて、ハーバード、イェール、スタンフォードといったアメリカの主要なロー・スクールにおける研究・教育プログラムの設置を契機に²⁾、多数の理論的研究お

1) 本稿で「法と開発」という場合には、①法制度改革を通じた社会発展のプロセスに関する理論構築を主眼とする「法と開発研究」ないし「開発法学」(Law and Development Study)、②その実践に主眼を置いた(あるいはその実践も含めた)「法と開発運動」(Law and Development Movement)、そして、③②の一環でもある「法整備支援」(Legal Assistance)ないし「法整備協力」(Legal Cooperation)を包括的に指し示すものとする。今後、“Law and Development”が日本語としてどのような言葉で認知されてゆくかは定かでないが、用語の混乱を避け、情報交換を円滑にするためにも、逐語訳的ではあるが「法と開発」の訳語をひとまず用いることにする。

2) その嚆矢の一つとして、フォード財団(the Ford Foundation)の支援によって1952年に開設された「ハーバード国際租税プログラム」(開発途上地域における租税法および租

よびラテン・アメリカ、アフリカ地域の開発途上国を中心舞台とする実践的経験の蓄積を経て成立した法学の一分科である。それから約半世紀を経て、アジア地域を中心に政府開発援助としての法整備支援を開始した日本の対外援助政策の進展とも相俟って、法科大学院でも2004年の開設直後から「法と開発」への取り組みが始まっている³⁾。法科大学院の制度的設計図の一つともいえるべき『司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度——』（平成13年6月12日）でも、日本およびその法曹の「国際社会に対する貢献」および「国際化への対応」の一環として「アジア等の発展途上国に対する法整備支援」が強調されているが⁴⁾、そのことが法科大学院における法学教育および法学研究のあり方にも影響を及ぼしつつある⁵⁾。

「法と開発」は、法制度改革（legal reform）を通じた国家の経済的・政治的・社会的な発展（development）のプロセスに関する理論分析および実践方法を中心テーマとする法分科である。とはいえ、すでに学問分野としての認知

税行政の現状分析、比較法）がある。その後、アメリカ合衆国国際開発庁（the Agency for International Development）の支援により、イエール大学ロー・スクール「法と近代化プログラム」（1969年、100万ドル）、スタンフォード大学ロー・スクール「ラテン・アメリカにおける法と開発研究」（1971年、75万ドル）、ウィスコンシン大学土地保有権センター（the University of Wisconsin Land Tenure Center）の活動などが知られている。これらの経緯につき、John Henry Merryman, “Comparative Law and Social Change: On the Origins, Style, Decline & Revival of the Law and Development Movement,” *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 25 (1977), pp. 457–458; Elliot M Burg, “Law and Development: A Review of the Literature & a Critique of “Scholars in Self-Estrangement,” *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 25 (1977), p. 497参照。

3) 一例として、名古屋大学法科大学院「法整備支援論」・「アジア法概論」、早稲田大学法科大学院「法整備支援論」、慶應義塾大学法科大学院「開発法学（法整備支援論）」・「開発法学ワークショップ・プログラム」などが開設されている。

4) 同意見書Ⅰ・第2・2、Ⅱ・第3・3 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>)。

5) 鮎京正訓「法整備支援からみた比較法・基礎法研究の課題」法律時報77巻9号（2005）72–76頁。

を受けた「法と経済学」(Law and Economics)⁶⁾などに比べても、「法と開発」は依然としてその課題と方法を模索し続けており、その学問的基盤としても、アメリカにおける「法と開発」が1970年代に経験したような「危機」や「失敗」⁷⁾を完全に免れているとはいえないように思われる。

こうした状況を踏まえ、この「法と開発」フォーラムでは、法科大学院において法理論と法実務の双方から「法と開発」の方法論を深め、その学問的基盤を固めるために何を行うことができるか、また、何を行うべきかを明らかにすることを目的にしている。以下では、まず、本法科大学院における「開発法学ワークショップ・プログラム」(以下「開発法学WP」と略称)の概要を小括し、これから議論すべき課題を明らかにする⁸⁾。

もっとも、「法と開発」は法科大学院のカリキュラムのみによって完結するものではなく、他の学部・大学院における関連科目にまたがる、より基礎的な研究・教育の土台の上に成り立ちうる。そこで、その点も考慮に入れたうえで、法科大学院で「法と開発」にどのようにアプローチすべきかを、諸外国のロー・スクールにおける取組みも参考にしながら、考える必要がある。何れにせよ、この問題には法律実務家も法学研究者も単独では解答を与えることができない。その意味でも、本フォーラムは、実務家・研究者・学生が知見を共有

6) もっとも、その学問分野としての位置づけに関しては、争いもある。松尾弘「新制度派経済学は法と経済学か——コースとポズナーの議論から——」横浜国際社会科学研究所5巻1号(2000)1-15頁参照。

7) アメリカにおける「法と開発の危機」に関しては、David Trubek and Mark Galanter, "Scholars in Self-estrangement: Some Reflections on the Crisis in Law and Development Studies in the United States," *Wisconsin Law Review*, Vol. 1974, No. 4 (1974), pp. 1062-1102; B・Z・タマナハ／松尾弘訳「開発法学の教訓」慶應法学4号(2006)229頁、234-245頁、266-268頁参照。

8) 「開発法学WP」(2005年度・秋学期はオープン講座として開設。2006年度・秋学期から正式科目として単位化)の実施に当たり、文部科学省による法科大学院形成支援プログラムの助成を受けた。本フォーラムは、その成果報告の一部も兼ねている。

すべき《場》^{フォーラム}を設定し、これらの課題に取り組むための基盤づくりを目指すものである。

2 米英のロー・スクールにおける「法と開発」プログラム

(1) 「法と開発」関連コース

法科大学院における「法と開発」プログラムのあり方を検討するに当たっては、源流の一つである米英のロー・スクールにおける関連カリキュラムが参考に値する。現在、「法と開発」関連のコースを設けている代表例として、アメリカのハーバード大学、スタンフォード大学、イェール大学、ウィスコンシン大学、コーネル大学、コロンビア大学、ミシガン大学、タフツ大学、また、イギリスのロンドン大学、ウォーリック大学、サセックス大学などがある。各大学のロー・スクール、その他の機関に設置されている「法と開発」関連のコース・授業科目・授業形式は、【表1】にみられるように、バラエティーに富んでいる⁹⁾。

【表1】米英の諸大学における「法と開発」関連カリキュラム（例）

大学名	コース名	授業科目名	授業形式等
コロンビア大学 ロー・スクール		人権、法と開発ワークショップ	ワークショップ
		法と資本主義：比較法的アプローチ	
		アフリカの法と開発	
コーネル大学 ロー・スクール		法と社会変動：国際的経験	
		開発途上国への外国投資に関する法的視角	

9) 【表1】は、米英の諸大学における「法と開発」関連カリキュラムの一部を例示的に取り上げたものにすぎない。このうち、タフツ大学フレッチャー・スクールは、国際関係論専門の大学院である。ロンドン大学SOASは、東方アフリカ研究校（School of Oriental and African Studies）である。これらのカリキュラムに関しては、「英米Law School法と開発関連コース サイト一覧」（<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/curriculum.html>）参照。同一覧の作成には、望月純君（開発法学WPティーチング・アシスタント）の協力を得た。

「法と開発」(Law and Development)への法科大学院の取組み

		中国法 イスラム法入門 日本法	
ハーバード大学 ロー・スクール 国際開発センター	国際法・比較法 ・外国法 政治的・経済的	法と開発 <small>グローバル・ガバナンス</small> 地球的統治 法と開発実践：韓国の例 発展における法の支配	セミナー 共同研究
ミシガン大学 ロー・スクール 国際法・比較法 センター		法と開発 国際関係における正義と法	セミナー
スタンフォード大学 ロー・スクール	国際法・比較法	国際開発と法の支配 法の支配ワークショップ	ワークショップ
タフツ大学 フレッチャー・ スクール		超国家的正義 <small>グローバル・ガバナンス</small> 地球的統治の主体に関するセミナー <small>グローバル・セージョン</small> 地球社会化への国際的な法的視角に 関するセミナー 法と開発 比較法システム 紛争後社会における法の支配	セミナー セミナー
ウイコンシン大学 ロー・スクール		開発途上世界における法と近代化 ロシア法過程 ラテン・アメリカ法制度 ラテン・アメリカにおける経済的・ 社会的発展に関する諸問題	
イェール大学 ロー・スクール 中国法センター		<small>グローバル・ゼーション</small> 地球社会化・開発・貧困と法 <small>グローバル・ゼーション</small> 法と地球社会化 法と組織化 法と民主主義 中国法改革に関するワークショップ	ワークショップ
ロンドン大学 <small>スクール・オブ・ロー</small> SOAS法学科		開発途上世界Ⅰ：法と開発 <small>ガバナンス</small> 開発途上世界Ⅱ：法と統治	
サセックス大学 <small>スクール・オブ・ロー</small> 法 学 科	レベル 3	法と開発	

ウォーリック大学 社会科学部/ スクール・オブ・ロー 法 学 科	ジェンダー	ジェンダー・法・貧困、法的フェミニズムとジェンダーの正義、ジェンダー・法・地球規模の経済、女性の権利と地球規模の正義	
	比較人権法	人権の理論と歴史、国際人道主義法、武力紛争と人権、国際的・地域的人権枠組、人権の現代的諸問題	
	グローバルイノベーション 地球社会化	生成中の地球社会の法、地球社会化の技術／実質、地球規模の政治と法、文化・同一性・抵抗、地球規模の正義によるアプローチ	
	ガバナンス 統 治	ガバナンス・民主主義・説明責任、地球規模の経済的統 治、国際法と地球規模の安全保障、市民社会と行動主義	

(2) 「法と開発」関連カリキュラムの特色

(ア) 伝統的・一般的科目の維持と具体的カリキュラムの展開・拡大・多様化
米英のロー・スクールでは、伝統的な「法と開発」(Law and Development)の名を正面から冠した講座（ハーバード大学、ミシガン大学、ロンドン大学、サセックス大学など）が維持される一方で、「開発と人権」、「民主化と法」、「法の支配の促進」など、より具体的なキーワードを用いて、実質的意味における「法と開発」プログラムが積極的に展開・拡大される傾向が顕著である。また、「法と開発」の問題は、投資促進、市場化、貧困削減といった経済的側面のみならず、民主化を中心とする政治的発展の側面から、さらに、ジェンダー問題を含み国際的人権の観点からも検討されており、具体的なトピックの多様化が進行している（コロンビア大学、ウォーリック大学など）。

こうした傾向の背景には、1960年代以降の「法と開発」の問題意識を承継しつつも、その「危機」や「失敗」¹⁰⁾への方法論的反省を盛り込もうとする企图

10) 前掲注7 参照。

も読み取れる。とりわけ、多数の国々・国際機関の協力によって行われる開発援助、二国間援助、政府の開発政策推進、私企業や公益団体による開発や社会活動の何れの局面でも、従来比較的重視されていたハード・インフラ、経済政策、財政政策などにも増して、法制度の役割が決定的に重要であるとの認識が増大している。例えば、コロンビア大学ロー・スクールの「人権、法と開発ワークショップ」(Human Rights, Law and Development Workshop)は、人権の視角から国際開発活動における法改革(legal reform)の役割を吟味しようとするプログラムである¹¹⁾。それは、長期的視野に立った目標達成という観点から、①市民社会志向(a civil society orientation)および②権利基底的アプローチ(a rights-based approach)こそが国際開発政策を支援しようとの立場を明確にし、これらを具体化する方策を探求しようとしている。具体的には、ヨーロッパおよびアジアの体制移行国における人権擁護および公益組織の発展をめぐる実践的なプロジェクト・ベースの活動が、広義の開発目標の達成にどのように寄与するかといった問題が取り上げられている。

また、スタンフォード大学ロー・スクールの「国際開発と法の支配」コースでは、開発途上国および体制移行国における司法制度改革をはじめとする法整備支援(legal assistance)の成果を、経験的データに基づいて批判的に評価することに主眼が置かれている¹²⁾。ここでも、広義の開発理論が制度(institutions)というものを経済成長および民主化のための必要的基盤として注目し始めたことを見逃していない点が、方法論上の特色として指摘できる。そして、数多くの国際開発主体が諸々の改革を実現するために必要と考えた、複雑に組み合わされた活動を遂行してきたものの、その結果として蓄積された広範な経験を真剣に吟味し、分析することなしに、活動を推進し続けていることに疑問を提起している。このような反省に立ち、同コースでは、そうした改革プロジ

11) その概要につき、<http://www.law.columbia.edu/academics/curriculum>参照。

12) その概要につき、<http://www.law.stanford.edu/courses>参照。

エクトの成果を審査するケース・スタディー、政治学・経済学・比較法・その他の関係学問分野における関連文献の研究、いくつかの開発機関の改革戦略の分析などが試みられている。それらの作業を通じて、従来の法整備支援プログラム（legal assistance program）が採用してきたものよりも一層効率的な戦略に通じるような、もう一つの分析方法を探究しようとしている。

（イ）理論と実務との結合

こうした方法論的反省に立脚した「法と開発」への新たな取組みに比較的共通に見出される特色として、「理論と実践を架橋すること」（to bridge theory and practice）の強調が挙げられる¹³⁾。前述した「人権、法と開発ワークショップ」（コロンビア大学）でも、7週間の講義の後、実際にプロジェクトに携わる実務家の活動に参加し、またはそれを取材する方法で、理論と実践の結合が図られている¹⁴⁾。その他のロー・スクールでも、講義とワークショップ、セミナー、実務家との共同研究などを組み合わせることにより、理論と実務との結合が意識的に試みられている¹⁵⁾。

（ウ）「法と開発」カリキュラムの位置づけ——国際法系と比較法・外国法系——

「法と開発」関連カリキュラムの位置づけとしては、大別して、①国際法関連のカリキュラムの一環として組み込まれている場合（典型例として、タフツ大学）、②比較法ないし外国法研究とより密接に結び付けられている場合（コロンビア大学、コーネル大学、ウイスコンシン大学、イェール大学など）、あるいは③両者をミックスして、国際法・比較法（・外国法）のコースの中に位置づけ

13) 例えば、「国際開発と法の支配」コース（スタンフォード大学）など。

14) 2004-2005年度には、東南ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア、中国において公益法実務プロジェクトに携わる校友が招かれ、女性の権利、少年司法、差別、信教の自由、監獄監視、公益訴訟などのトピックが取り上げられている。また、参加学生の資格審査、調整、成績評価にはインストラクターが協力している。

15) 前掲【表1】「授業形式等」欄参照。

られる場合（ハーバード大学、スタンフォード大学）が見出される。このうち、②・③の場合、関連づけられた外国法研究の具体的フィールドとしては、アフリカ法、中国法、韓国法、日本法、ロシア法、ラテン・アメリカ法、イスラム法などがあるが、ロー・スクール間で比較的分散傾向が見出され、各大学が独自の特色を出そうとしているように見受けられる。

(エ) グローバルゼーション地球社会化ないしグローバル・ガバナンス地球的統治の観点の導入

「法と開発」カリキュラムの内容的特色の一つとして、グローバルゼーション地球社会化の観点から「法と開発」の問題を捉えようとする傾向も顕著である（ハーバード大学、タフツ大学、イエール大学、ロンドン大学、ウォーリック大学など）。そこには、グローバル・ガバナンス地球的統治を実現する手段として、法制度改革や法整備支援を通じた開発を捉えようとする方向性も見出される。

(オ) 研究センターの設置・連携

加えて、とくに伝統校では、ロー・スクールの内部または外部に、開発専門の研究センターを設け、共同研究、セミナー、ワークショップなどの企画・主催母体としている例も見られる（ハーバード大学、ミシガン大学、イエール大学など）。これらの大学では、研究センターの諸活動¹⁶⁾と「法と開発」関連カリキュラムとの連携が図られている。

3 開発法学ワークショップの試み

(1) 基本コンセプト

以上に概観した先例からの示唆も反映させながら、本法科大学院における開

16) 例えば、ハーバード大学の国際開発センターでは、複数の研究者による「法と開発」の共同研究が実施されており、「法と開発に関するワーキング・ペーパー」のシリーズが公表されている。これは、法制度・政治制度の発展、それらの有効性、社会的・経済的変動との相互作用、法の移植・国際的な法調和・規制的競争が制度的発展および経済成長に対してもたらすインパクトなどに関する研究を普及させる目的をもっている。

発法学WPは、「法と開発」の理論分析を主眼とする「開発法学（法整備支援論）」¹⁷⁾に対する検証・実践編と位置づけ、法整備の支援主体を縦軸に¹⁸⁾、支援対象を横軸にして¹⁹⁾、法整備支援の実情・成果・課題を縦横から明らかにし、既存の理論の検証を試みた²⁰⁾。その具体的成果は、以下の個別論考に委ね、ここではその概要を覚書的に整理するにとどめる。

17) 同講座は、2004年度から開講されている（春学期・2単位）。

18) 後掲【表2】参照。

19) 後掲【表3】参照。

20) 「開発法学WP」（2005年度秋学期）のシラバスおよび実施結果概要は、インターネット上で公開している（URL: <http://www15.plala.or.jp/Matsuo/>）。講師（肩書は授業当時）およびテーマは以下のとおりである。①鹿野綾（独立行政法人国際協力機構[JICA]社会開発部ガバナンス・ジェンダーチーム）＝井上建（同）「国際協力機構[JICA]における法整備」（2005年10月5日）、②丸山毅（法務省法務総合研究所国際協力部教官／検事）「法務省法務総合研究所による法整備支援への取組み」（10月12日）、③松尾弘＝齊藤友紀（慶應義塾大学大学院法務研究科院生）「ラオス法整備支援の検討」（10月26日）、④三澤あずみ（法務省法務総合研究所国際協力部教官／検事）「カンボジアにおける法整備支援の概要」（11月2日）、⑤矢吹公敏（日本弁護士連合会国際室室長／日弁連カンボディア王国弁護士会プロジェクト・プロジェクトマネージャー／弁護士）「カンボディア王国弁護士会プロジェクトの概要」（11月16日）、⑥シェルマトフ・ウルグベック（ウズベキスタン司法省経済法立法部上席法務官）「ウズベキスタンの法制度（民法を中心に）及びウズベキスタンに対する外国の法整備支援」（11月30日）、⑦中村真咲（名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師／研究員）「モンゴル法整備支援の検討」（12月7日）、⑧平石努（元国際協力機構[JICA]企画調査員／弁護士）「インドネシア法整備支援の検討」（12月14日）、⑨ニョーニョー・シン（ヤンゴン大学法学部上級講師）「ミャンマーの法制度と法整備支援」（12月21日）、⑩武藤めぐみ（国際協力銀行[JBIC]開発金融研究所開発政策支援班主任研究員）「開発の現場と社会のルール——インフォーマル・ルールとフォーマル・ルール——」（2006年1月11日）、⑪小峯茂嗣（早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター客員講師／インストラクター）「アフリカにおける紛争後平和構築と法整備——ルワンダの事例を題材にして——」（1月18日）、⑫榊原信次（元国際協力機構[JICA]長期専門家／千葉地方裁判所判事）「法整備支援と裁判官」（1月25日）。

(2) 支援主体からみた日本の法整備支援

(ア) 主体の拡大・多様化

日本の法整備支援は、支援主体の観点から、政府系と非政府系にひとまず大別できる²¹⁾。しかし、政府系支援にも、民間団体や個人を含む様々な主体が多様な形態で関与しており、複合的協力態勢が組織されている点に特色がある。

【表2】日本の法整備支援の主要主体（例）

系列	組織の種類	支援主体	開発法学WP対応
政府系	行政機関	外務省	
		国際協力機構 (JICA)	注20①
		法務省法務総合研究所	注20②、④
		国際協力銀行 (JBIC)	注20⑩
		経済産業省	
		公正取引委員会	
		財務省	
	内閣府		
	裁判所 その他	最高裁判所	注20⑫
非政府系	法律家団体	日本弁護士連合会、日本公証人連合会、日本司法書士連合会、日本法律家協会、ローエイシア、日中法律家交流協会、その他	注20⑤
	NPO	国際民商事法センター、ピース・ボート、日本カンボディア法律家の会、その他	
	大学	名古屋大学、横浜国立大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、その他	
	その他		

このうち、政府系支援には、(i) 国際協力機構（以下、JICAと略称。前掲注20

21) 【表2】参照。同表も、法整備支援に関与する主要主体の一部の例示にとどまる。

①）および法務省法務総合研究所（以下、法総研と略称。前掲注20②、④）²²⁾が中心になって推進する法整備支援があるが、(ii) 国際協力銀行（以下、JBICと略称。前掲注20⑩）が円借款業務の一環として行うプロジェクトの中にも、実質的意味における法制度整備支援が含まれている²³⁾。あえて概括的に表現すれば、(i) はマクロ的アプローチ、(ii) はミクロ的アプローチとして特徴づけることができよう²⁴⁾。

他方、NGOなどを中心主体とする非政府系の法整備支援も着実に広がっている。すでに日本弁護士連合会（以下、日弁連と略称。前掲注20⑤）は、1995年からJICAプロジェクトに協力する形で法整備支援（日弁連内部では「国際司法支援」と呼ばれている）を実施している。中でも2001年から開始されたJICAの小規模開発パートナー事業によるプロジェクト展開は、特色ある成果を生んでいる²⁵⁾。また、NPOによる実質的意味における法整備支援も多様な方法で、着実に広まっている。例えば、《日本カンボディア法律家の会》による法律基本文献の翻訳・寄贈²⁶⁾、《ピースボート（PEACEBOAT）・エリトリアチーム》によるロースクール・プロジェクト²⁷⁾、法律書の寄贈、法律家の派遣な

22) 国際協力部、国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所の運営）などが中心主体となっている。

23) 日本の政府開発援助（以下、ODAと略称）には、二国間援助として、①円借款、②技術協力、③無償資金協力があり、④多国間援助として、国連、その他の国際機関への資金拠出などがある。①はJBICが実施主体となる一方、②・③はJICAが担っている。こうしたODA枠組みの中で法整備支援が実施されている。

24) (ii) のミクロ的アプローチでは、例えば、発電所、灌漑設備、地下鉄、環境改善、貧困削減、平和構築、…といった個別プロジェクトの実施により、それを推進するための法制度上のボトルネックがどこにあるかが分かってくる。武藤・前掲注20⑩参照。そして、法整備支援へのアプローチとしては、マクロ的手法とミクロの手法の双方、および両者間のフィードバックが必要かつ有益である。

25) 本フォーラム後掲・矢吹公敏「日弁連における法整備支援」2(2)参照。

26) 例えば、池田真朗『民法への招待』（税務経理協会、1997〔第3版・2005〕）、中山研一『刑法入門』（成文堂、1994〔第2版・2000〕）などがクメール語に翻訳され、寄贈されている。

27) バーチャル・ロースクール（仮想法律学校）を立ち上げ、エリトリアから留学生を招い

どが行われている。こうしたNGOによる地道な法整備支援活動の広がりも継続には、法整備協力 (legal cooperation) のあるべき姿を展望するうえで注目すべきものがある。

また、政府系機関とNGOとの連携事業も進展しており、政府と民間団体のそれぞれの長所を活かした事業展開は、計画的・継続的な法整備支援の主流になってゆくものと考えられる。例えば、国際民商事法センター（以下、ICCLCと略称）を介した官民様々の法整備支援主体の協力による多様なプロジェクトの推進は、その一つの典型例であろう²⁸⁾。また、政府による法整備支援プロジェクトを、法整備支援のノウハウを蓄積したNPO、その他のNGOが受注することにより、より長期的・計画的・継続的な法整備支援が可能になると考えられる。

(イ) 手法の多様化

法整備支援主体の多様化に伴い、法整備支援の手法も多様化していることが注目される。すなわち、法案起草、法案へのコメント、教科書・辞書・各種司法マニュアルの作成支援、法律文献・その他の物的設備の整備支援、法律家・その他の人材養成支援、法整備の前提となる社会構造や慣習の調査支援などへと展開している。その際注目すべきは、法整備支援に関わる専門家としても、裁判官、検事、弁護士、司法書士、研究者（法学、経済学、社会学、人類学、政治学、地域研究、その他）などが、それぞれの特色を発揮しつつ、多様な形で参加するに至っている点である²⁹⁾。

て研修を実施し、国家建設に寄与するためのプロジェクト。1999年3月に開始され、日弁連、法律事務所、企業、弁護士、大学教員などのボランティアな協力を得て、講義、インタビュー、裁判所・法律事務所・障害者施設・証券取引所の視察などを通じ、法律のほか、経済、福祉、歴史、教育など、多岐に渡る研修が試みられている (<http://www.peaceboat.org/eri/law2002/index.html>)。

28) ICCLCの活動に関しては、<http://www.icclc.or.jp/>参照。

29) 例えば、裁判官は、途上国において少なくない本人訴訟の場合に、どのようにして当事者主義に則り、公平に裁判を進めるかといった点で、その経験を発揮しうる（前掲注20②における榊原判事の指摘）。

(3) 支援対象からみた日本の法整備支援

(ア) 対象地域

日本の法整備支援は、対象地域としては、東アジア、東南アジアを中心に、中央アジア、中近東から、ラテン・アメリカ、さらにはアフリカへと拡大している³⁰⁾。例えば、JICAは、支援の重点地域を東アジア（経済連携の強化）、南アジア（貧困対策）、中央アジア（民主化・市場経済化支援）に置くものの、実質の意味における法整備支援は、これらの地域にとどまらず、中東——アフガニスタンの憲法委員会への専門家派遣³¹⁾、イラク新憲法策定支援セミナーの実施³²⁾ など——、ラテン・アメリカ諸国の刑事司法制度改善のためのトレーニング、東ティモール、パレスティナの復興支援の一環としての法整備支援、

【表3】日本の法整備支援の主要対象（例）

地域	国 家	カウンターパート	開発法学WP対応
東南アジア	ベトナム	司法省、裁判所、検察院、国家大学	注20②
	カンボディア	司法省	注20④、⑤
	ラオス	司法省、国会、裁判所、商業省	注20③
	ミャンマー	法務府、国家計画・経済開発省、大学	注20⑨
	フィリピン	大統領府、財務省	
	インドネシア 東ティモール	裁判所、法務人権省	注20⑧
東アジア	中国	商務部、国务院法制弁公室	
	モンゴル	法務内務省	注20⑦
中央アジア	ウズベキスタン	司法省、検察庁、国立大学、経済裁判所	注20⑥
	キルギスタン		
	アフガニスタン	憲法委員会	
中近東	イラク	国民会議、憲法起草委員会	
	パレスティナ	地方自治省	
アフリカ	ルワンダ		注20⑩
	ケニア	内務省	
南アメリカ			
その他			

30) 【表3】参照。同表も、法整備支援対象の一部にすぎない。

31) JICA専門家として大学教員4人が派遣され、アフガニスタン憲法委員会のメンバーに対し、男女平等、政教分離などのほか、日本の戦後復興と日本国憲法の制定経緯などが解説された（2003年5月3日～12日）。これは、憲法制定に関する初の専門家派遣である。

ケニア、フィリピンにおける少年司法システムの改善支援などに及んでいる。

法整備支援の対象地域ごとの個別的検証は、法整備支援の方法論や「法と開発」の一般理論を進展させるうえでも、実り豊かな知見をもたらすことが期待される。とりわけ、各々の地域・国家の非形式的な制度ないしルールを踏まえ、^{インフォーマル}テラー・メードの法整備支援を実施するためには³³⁾、国家観の相違³⁴⁾、共同体・その他の中間団体の存在と機能³⁵⁾、法観念の相違³⁶⁾、訴訟観の相違³⁷⁾、権利観念の相違³⁸⁾、その他の慣習(法)³⁹⁾を十分に調査・分析する必要がある

鹿野=井上・前掲注20①。

- 32) JICAにより、イラク国民会議議長、憲法起草委員会メンバーら14人が日本に招かれ、憲法制定支援セミナーが実施された(2005年6月17日~22日)。鹿野=井上・前掲注20①。
- 33) 例えば、同じく市場化や民主化を目指す場合であっても、両者の順序関係や各々のプロセスは、それぞれの国家の民族構成、これと政治構造・経済構造・社会階級との関係などに応じて、異なったペースや仕方次第で策定・実施される必要がある。
- 34) 例えば、国家管理の発想が強く、国家が法律を作って紛争を予防すべきとの観念が浸透した地域・国家では、法律を作れば様々な問題が解決するといった形で、法律への期待が高いとされる。丸山・前掲注20②、三澤・前掲注20④。もっとも、このことは、法律が実際に遵守されることを必ずしも意味しない。それ自体がまた、興味深い事実である。
- 35) 伝統的な共同体が存続している社会では、非形式的な紛争解決制度が機能していることが多い。ウルグベック・前掲注20⑥。
- 36) 例えば、非形式的な制度と乖離した形式的な法律は、行政権の行使に反対し、その帰結を阻止するために、しばしば口実的に利用される手段として捉えられる傾向があることも指摘されている。フィリピンにおいてスペイン時代に導入された民・商法、訴訟法、インドネシアにおいてオランダ植民地時代に導入された民法など。また、前掲注34、後掲注42も参照。
- 37) 訴訟が赤裸々な経済競争の手段として利用される場合もある。例えば、インドネシアにおける敵対的企業を陥れるための破産申立てなどにつき、平石・前掲注20⑧参照。
- 38) 例えば、ある不動産の所有者が、当該不動産に設定された抵当権の実行としての競売の無効を主張し、当該不動産を取り戻すために、競落人ではなく、抵当権者を訴え、判決もこれを認めて、「抵当権者は土地を取り戻せ」という趣旨の勝訴判決が下された例がある(丸山・前掲注20②)。これは、訴訟手続の未整備のみならず、より根本的・実体的な権利観念(とくに所有権観念)の未成熟に起因するものとも考えられる。
- 39) 一口で慣習(法)といっても、郷約(中国、ベトナム)、アダット(インドネシア)、ダマタ(ミャンマー)など、地域・国家により、その沿革、浸透度、広がり、機能、実効性などは多様である。

ことが、開発法学WPでは繰り返し痛感された。

また、成文化されるような制度には現れないが、人々の協力行動を惹起する媒介として機能する、^{ソーシャル・キャピタル}社会的資本⁴⁰——これもまた、^{インフォーマル}非形式的な制度の一部とってよいであろう——の重要性も、無視することができない。例えば、裁判をめぐる裁判官・書記・紛争当事者などの関係者の行動の公正さ・公平性・透明性、その結果として市民の間に醸成される司法制度への信頼感が、地域・国家によって大きく異なることが実感された⁴¹。

さらに、こうした^{インフォーマル}非形式的な制度の社会的意味、地域的広がり、共同体内での浸透度、拘束力などを分析し、理解するためには、各々の地域・国家の歴史、宗教⁴²、社会構造の相違⁴³、植民地経験の有無や宗主国の植民地政策の内容

40) ^{ソーシャル・キャピタル}社会的資本は、「『社会的繋がり（ネットワーク）とそこから生まれる規範・信頼』であり、共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴」などと定義されている。それは、犯罪発生率、失業率、出生率、ボランティア活動、投票率、経済活動などに影響を与え、「豊かな人間関係と市民活動の好循環の形成」に通じるものであると捉えられている。内閣府国民生活局編『ソーシャル・キャピタル——豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて——』（国立印刷局、2003）1-11頁参照。

41) 例えば、インドネシアでは、訴訟で勝訴した側が裁判官に礼金（thanks money）を手渡し習慣もあるとされる。また、コート・マフィア存在も指摘されている。その結果、司法権の監視、裁判官の民主的統制などが司法改革に不可欠の要素となる。平石・前掲注20⑧参照。

42) 国家における宗教の機能、それを踏まえた宗教と法との関係も重要な論点である。例えば、インドネシアにおけるシャリーアは、親族・相続法、刑法、土地法、利息法、…などの法分野によって主として依拠すべき法源が違うことに起因する、法システムの多元性を補完し、制度の統一性を維持する機能を果たしている（例えば、宗教や慣習法によって規律されている分野については、国民にとって「民法典」がどうなっているかはあまり意識されないこともある）。また、シャリーアは、多くの民族や利害関係を異にする地域間の統一の絆としても機能している。それだけにまた、シャリーアと西洋法との調整には慎重な配慮を要する。平石・前掲注20⑧参照。

43) 例えば、当該社会の基本構造が、遊牧社会（モンゴルなど）か、農業社会（ラオス、カンボディアなど）か、商業社会かで、土地所有観念は大きく異なる。また、商業地や都市の土地は私有化に馴染んでも、遊牧社会の「牧地」は少なくとも同じ意味での私有化には馴染まないかも知れない。中村・前掲注20⑦参照。

にも影響された政治制度の相違などにも十分に留意する必要がある。また、この点と関連して、社会主義の経験も国民の法観念や権利意識に大きく影響する。例えば、社会主義制度の下では、所有権の保護ないし静的安全が重視され、これに比べて——市場制度の不可欠な要素である——第三者保護、動的安全または取引安全の確保は、少なくとも従来はそれほど強調されていない⁴⁴⁾。

もっとも、こうした非形式的な^{インフォーマル}ルールないし制度の相違は、必ずしも法の普遍性の否定に直結するわけではない。例えば、裁判をめぐる腐敗の弊害は、実体法を整備し、その透明性を高め、その知識を普及することにより、誰が裁判しても結果が同じになるようにしたり、裁判のプロセスや手数料を含む手続法の体系を整え、手続的にも裁量の余地を少なくすることを要請するであろう⁴⁵⁾。また、裁判そのものにおいて、証拠に基づき、事実認定を行い、判決を下すという構造は、地域・国家の相違を超えて一定程度通用する共通論理であり、それについての共通ルールをマニュアル化することは可能かつ有益であろう⁴⁶⁾。

また、開発途上国やそこでの立法、その他の法改革においては、法律、とりわけ紙に書かれた法（成文法）と生ける法とのギャップがしばしば指摘され⁴⁷⁾、紙に書かれた法が軽視され、あたかも現実の意味をもたないかのような印象が、むしろ外部の観察者の見方にこそ附着しているように思われる。しかし、そのようなギャップが存在する場所では形式的な^{フォーマル}ルールがまったく意味をもたないわけではないことにも、注意を要する。むしろ、一般市民は、現実のルールが、どこまでは柔軟に解釈できて、どこからは動かしがたい法に特有の論理である

44) この点は、ロシア民法典、ウズベキスタン民法典、ベトナム民法典、ラオス財産法・契約法など、社会主義の影響を受けた民法典に共通しているように見受けられる。

45) 平石・前掲注20⑧参照。もっとも、腐敗の問題については、それを生み出し、維持させる社会構造を踏まえた、より包括的な分析・評価・対応が必要であり、腐敗現象のみを取り出して評価・対策を考えるのは実効的でない。

46) 榎原・前掲注20⑩参照。

47) 例えば、民法典における権利の体系と民衆の権利意識とのギャップ、憲法における表現の自由の保障と現実における表現の自由の規制とのギャップなどが指摘される。

かを知りたがっている場合もある。とりわけ、妥協の余地が見出されず、利害対立の緊張が高まった抜き差しならない状況下では、むしろ伝家の宝刀（ultima ratio）としての法の道理が要請される場面も少なくない⁴⁸⁾。

（イ）対象分野

法整備支援の対象分野も拡大かつ多様化している。従来は、内政不干渉原則の下、市場経済化を柱とする経済面での制度づくりが中心であったが、次第に対象テーマが社会面に及び、さらに近年は、平和構築、民主化を含む政治面にも拡大している。その結果、法律分野としても、民・商法、投資関連法、競争法のみならず、憲法などの公法にも及んでいることは、近年の新しい傾向として、とくに注目すべきである⁴⁹⁾。

とりわけ、この傾向の背景にある一つの思想として想定される、デモクラティック・ガバナンス 民主的統治の考え方⁵⁰⁾——これは、グローバル・ガバナンス 地球的統治の政治的側面とみることもできると考えられる——は、民主化の遅れを理由に諸外国からの支援が滞っている諸国（例えば、ミャンマーなど）への法整備支援のあり方を再検討するに当たり、参考に値する。

48) 例えば、武藤・前掲注20⑩では、政府の公用収用（または買収）に対して被補償者が補償請求する場面で、損失補償基準に関する法令が果たす役割について、このことを検証するような事例の存在が指摘された。

49) 前掲注31、32参照。

50) David Kennedy, "Turning to Market Democracy: A Tale of Two Architectures," *Harvard International Law Journal*, Vol. 32, 1991, pp. 373-396; Thomas M. Franck, "The Emerging Right to Democratic Governance," *The American Journal of International Law*, Vol. 86, 1992, pp. 46-91; Held David, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Global Governance*, Stanford University Press, 1995; Gregory H. Fox and Brad R. Roth (eds.), *Democratic Government and International Law*, Cambridge University Press, 2000; Annie-Marie Slaughter, "Government Networks: the heart of liberal democratic order," in: Fox and Roth (eds.), *op. cit.*, pp. 199-235; Susan Marks, *The Riddle of All Constitutions: A Study of Democratic Ideas in International Law*, 2000, Oxford University Press; id., "International law, democracy and the end of the history, in: Fox and Roth (eds.), *op. cit.*, pp. 532-566.

4 「法と開発」への法科大学院の課題——むすびに代えて——

(1) 法整備支援の方法論の深化

「法と開発」にせよ、「法整備支援論」にせよ、一見司法試験科目とは縁遠いだけに、これらを法科大学院の研究・教育プログラムの中でどのように意味づけうるかが問われるであろう。この問いに対しては、「国際化」に対応しうる法曹の能力養成という面から、アジア法をはじめとする「比較法研究の知識と方法」および「国家制定法とともにその社会に厳然として存在する伝統法」を理解するための「外国法、法史学の知識」を涵養することが、「ロー・スクール時代」における法学教育のあり方として強調されている⁵¹⁾。

そこにも示唆されているが、法科大学院では、法整備支援の主体・対象双方の拡大と多様化を前にして、その方法論を深化させるための研究・議論・訓練が求められており、また、それを可能にする基礎条件——中でも実務家と研究者との共同作業の場——が整いつつある。そうした方法論の進展に不可欠の要素として、以下の2点に留意すべきである。

(i) まず、法整備支援を主導する《政策体系の構築と検証》が必要である。これは、そもそも法整備支援とは何か、なぜ、何のために法整備支援を行うべきかという《法整備支援の前提問題》⁵²⁾に属する。これに対する有力な一つの解答は、究極目標としての世界平和と安全保障(永続平和)に向け、現時点で展望可能な目標である地球グローバル・ガバナンス的統治を実現するための政策体系である⁵³⁾。

51) 鮎京・前掲(注5)76頁。日本の法学界には、中国華北農村慣行調査などをはじめ、アジア諸国法の研究について一定の蓄積がある。また、矢内原忠雄の植民政策論などもある。こうした過去の遺産をタブー視することなく、その問題点と経験を公平かつ批判的に検証し、その上に蓄積を継続する学問的姿勢が肝要であろう。なお、後掲注56参照。

52) 松尾弘「グローバル・ガバナンスと法整備支援——法整備支援の目的は何か——」石川明編集代表『国際経済法と地域協力』(信山社、2004)32-33頁。

53) かかる政策体系は、地域的経済圏の形成や地域統合などの個々の政策目標と必ずしも矛盾せず、したがって、それらを排除するものではなく、それらを両立させるための内容の批判基準になりうるであろう。松尾・前掲(注52)51-56頁。

グローバル・ガバナンス

地球的統治は、その構成要素である主権国家のグッド・ガバナンス良い統治が、可能なかぎり多くの国家で成立し、維持され、進展することによってのみ可能となる⁵⁴。そして、国家におけるグッド・ガバナンス良い統治を構築するには、その制度的基盤としての法整備が不可欠であり、その一手段として要請されるのが法整備支援であるという位置づけである⁵⁵。このような体系的政策論に立脚することにより⁵⁶、長期的・計画的・継続的な法整備支援がはじめて可能になるであろう。

(ii) ついで、どの分野の法整備を、誰が、どのような順序で行うべきかという《法整備支援の基本問題》が十分に議論されなければならない⁵⁷。この文脈においては、法整備支援は、個々のプロジェクトというよりも、制度設計

54) ちなみに、カントは「永遠平和のための第一確定条項」として、「各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」とするが、ここにいう「共和的体制」とは、①社会の成員が自由であり、②すべての成員が唯一で共同の立法に従属し、③すべての成員が平等である体制を意味する（カント／遠山義孝訳「永遠平和のために」『カント全集14』〔岩波書店、2000〕262頁）。ここにいう「共和的体制」は、国家におけるグッド・ガバナンス良い政府およびグッド・ガバナンス良い統治と広範にオーバーラップするように思われる。良い政府および良い統治の意味に関しては、松尾弘「開発と『良い政府』——開発法学への『良い政府』・『良い統治』論の寄与——」法社会学56号（2002）216-223頁参照。

55) 良好統治の確立が国際開発援助（協力）における目標であることは、ミレニアム開発目標（MDGs）、貧困削減戦略文書（PRSP）、政府開発援助（ODA）大綱など、既存の政策文書にも、直接・間接に表れている。

56) 体系的政策論に立脚した法整備支援は、偏った国策に基づく法整備支援から区別されなければならない。たしかに、学問研究は政治的考慮から自由であるべきであり、法整備支援の理論が国策によって歪められるおそれもある。この点につき、石田眞「戦前の慣行調査が『法整備支援』に問いかけるもの——台湾旧慣調査・満州旧慣調査・華北農村慣行調査——」早稲田大学比較法研究所編『比較法研究の新段階——法の継受と移植の理論——』（成文堂、2003）111-112頁参照。が、そのことは法整備支援を支える政策体系が不要であることを意味するものではない。むしろ、国策に左右されることの危険性は、その学問的掘下げの不十分さにこそ起因しているのではなからうか。

57) 例えば、基本法としての民法典のプライオリティにつき、松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学4号（2006）31-62頁。

から運用・執行に至る一連のプログラムとして計画・実施・評価される必要がある。この《プログラムとしての法整備支援》という観点からは、長期的・計画的・継続的な法整備支援に相応しい組織体制の確立⁵⁸⁾、計画と事前・中間・事後の評価とフィードバック⁵⁹⁾、フォロー・アップ、効率的な予算管理⁶⁰⁾などの方法の確立が不可欠なものとなる。このような方法論の基礎に立脚してこそ、日本の法整備支援の特色も活かされることになる⁶¹⁾。

(2) 法整備支援の^{セオリー}理論と^{ビジネス}業務との接合

法科大学院では、法と開発および法整備支援の方法論、つまり、^{セオリー}理論を探求する一方で、これを実務にどう活かすか、とりわけ、それを法律家の日常的・継続的な^{ビジネス}業務とどのように関連づけることができるのかを模索することも、可能かつ必要である。とりわけ、日本では、法整備支援はいまだに人権派法律家のボランティア活動ないしプロボノ活動というイメージが強いようにも思われる。もちろん、これも法整備支援活動の一形態として重要ではあるが、それと

58) ここでは、複数の支援主体（ドナー）と複数の被支援主体（カウンター・パート）が複雑に交錯する中で、国際機関と国家、政府の異なる省庁間、政府とNGO・企業・大学・個人、異なる法曹・専門家（裁判官・検事・弁護士、司法書士、税理士、会計士、…）といった多様な局面において、協力体制が組織化される必要がある。

59) 個別的项目の計画・評価に対し、法整備のような制度構築については、それに適合した計画・評価システムが工夫される必要がある。そのためにも、既存のプロジェクトの計画・評価の手法が十分に吟味される必要がある。この点に関し、JICA企画・調整部事業評価グループ編著『プロジェクト評価の実践的手法』（国際協力出版会、2005）、JBIC『円借款事業評価報告書（要約版）2004』、[http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before\[post\]/index.php](http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before[post]/index.php)参照。

60) 例えば、日本政府のODA予算による法整備支援一つとっても、外務省・JICAの予算のほかに、各省庁独自のODA予算もあり、その全体像は見えづらく、したがって、全体的観点からの予算づけの方法などを通じた、効率的な管理体系の検証は必ずしも容易でない。

61) 日本の法整備支援の特色として、①選択肢提供・共同思考型、②被支援国としての経験を活かした「相手の気持ちが分かる」支援などが挙げられる。鹿野＝井上・前掲注20①。

は別の形態も現に存在することが看過されてはならない。とりわけ、実務家にとって重要なのは、欧米の法律事務所では珍しくないように、世界銀行、国際通貨基金、アジア開発銀行、各国の国際開発庁といった開発援助機関が発注する法整備支援関連のプロジェクト案件を、競争入札などを通じて有償で受注する^{ビジネス}業務としての法整備支援である。このような観点から、先にみた法整備支援の方法論や「法と開発」の^{セオリー}理論を、^{ビジネス}業務としての法整備支援へと接合する道筋や実現可能なパターンを提示することも、法科大学院で模索されるべきテーマであろう⁶²⁾。

以上の点の探求を通じて、「法と開発」の理論構築、その法整備支援の現場への応用、現場からのフィードバックの繰り返しに努めることこそ、法科大学院が果たすべき社会的使命の一つといってよいであろう。

62) その際には、法整備支援の方法論を法整備支援関連プロジェクトの受注に向けたプロポーザルづくりに反映させる方法の模索なども視野に入ってくる。